# 福井市住まい環境整備支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　福井市住まい環境整備支援事業（以下「本事業」という。）は、介護を要する高齢者が在宅生活を長期間継続できるように、当該高齢者の居住環境の整備を行った場合、整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、高齢者の福祉増進を図ることを目的とする。

２　前項の補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

（１）　要介護認定（介護保険法第２７条による。）において要介護３以上と判定された者又は判定される見込みのある者

（２）要介護１若しくは要介護２と判定された者又は判定される見込みのある者でかつ次のいずれかの要件を満たす者

ア　車いすを利用する者

イ　身体障害者手帳の障害等級が上肢障害１級又は２級に該当する者

ウ　障害高齢者の日常生活自立度がA、B又はCに該当する者

エ　認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はMに該当する者

（３）身体及び生活等の状況を踏まえ、在宅生活の維持向上を図るため、市長が特に住宅の改造を必要と認めた要介護高齢者等

２　前項第２号ウ及びエにおける日常生活自立度は、次の各号をもって決定するものとする。

（１）居宅介護サービス計画若しくは各サービス計画に記載されている医師の判定結果又は主治医意見書（以下この条において「判定結果」という。）を用いて決定するものとする。なお、判定結果には、判定した医師名及び判定日を記載することとし、また複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。

（２）医師の判定がない場合は、居宅介護サービス計画又は各サービスに記載されている認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」及び「認知症高齢者の日常生活自立度」を用いて決定するものとする。

３　第１項に規定する対象者は、次の各号全てを満たしていなければならない。

（１）福井市に住所を有し、在宅で生活する者又は概ね２箇月以内に在宅での生活が見込まれる者

（２）世帯の生計中心者が市税を完納していること。

（３）世帯員全員の総所得から世帯員分の基礎控除（地方税法第３４条第２項による。）を差し引いた額６００万円未満の世帯であること。

（４）当該住宅の改造に対して重度身体障害者住宅改造助成事業その他の本補助事業以外の市の実施する補助を受けていないこと。

（補助の対象となる範囲）

第３条　補助金の交付の対象とする住宅の範囲は、対象者が居住する住宅（賃貸物件は除く。）とする。

２　補助金の交付の対象とする改造工事の範囲は、前項に規定する住宅について行った介護

保険給付対象外の改造工事で次の各号に掲げる工事のうち、当該高齢者の在宅生活の維持向上を図るため、介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員の意見をもとに決定した工事とする。

（１） 廊下、トイレ、浴室、居室、玄関、ポーチ及び玄関から一般道路までの住宅周辺部分等の拡幅

（２） 車いす使用等による適切な高さ又は身体状況に適した洗面台、手洗い器、流し台、ガス台及び調理台への取替

（３）レバー式蛇口等への取替

（４）階段昇降機の設置

（５）段差解消機の設置

（６）移動改善のための扉新設

（７）洋式トイレの移設および移設に伴い必要になる給排水工事

（８）転倒時等のけが予防等を目的とした壁材等の変更

（９）電気スイッチ等の高さ等の変更又は身体状況に適した電気スイッチ等への取替

（１０）訪問介護員等の出入りのための勝手口の設置

（１１）寝室内への便器の設置及び便器の設置に伴い必要となる給排水工事

（１２）水洗式ポータブルトイレの設置に伴い必要となる給排水工事

（１３）手すり、スロープ、移動用リフトのうち、介護保険の給付対象となる福祉用具設置のための壁、床、天井等の補強工事

（１４）（１３）の福祉用具設置のための設置場所の拡幅又は段差の解消等

（１５）その他市長が必要と認める住宅改造

（１６）前各号の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造

３　新築又は増築の際に行った工事は補助対象外とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条の規定により決定した住宅の改造工事に要した経費に、次の各号のいずれかに規定する割合を乗じた額とし、この場合において、住宅の同一対象者に係る補助金の合計額が限度額に達するまで対象とするものとする。

（１）生活保護世帯又は市民税非課税世帯　１０分の９　限度額８００，０００円

（２）世帯員全員の合計所得が３２０万円未満の世帯　２分の１　限度額４００，０００円

（３）世帯員全員の総所得から世帯員分の基礎控除を差し引いた額が６００万円未満の世帯　４分の１　限度額２００，０００円

２　次の各号いずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の額は各号の規定により算出した額とする。

（１）同一対象者が転居した場合、転居後の住宅に係る補助金の額は、前項の規定により新たに算出した額とする。

（２）同一対象者が要介護老人住環境整備事業（※）により補助を受けている場合、要介護老人住環境整備事業と前項の規定により算出した本事業の補助金との合計額を限度額とする。

（※平成５年から平成２３年度まで福井市が実施していた補助事業）

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、福井

市住まい環境整備支援補助金交付申請書（様式第１号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１） 施工業者の工事見積書及び見積（請求）明細書（様式第２号）

（２）住居の平面図及び改修箇所の略図

（３）工事着工前の写真（日付入り）

（４）その他必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、提出された前条の書類を審査し、適当と認めたときは、福井市住まい環境整備支援意見書（様式第３号）を作成し、住宅改造の内容を決定するとともに、第４条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

２　市長は、前項に基づき決定した事項を、福井市住まい環境整備支援補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、提出された前条の書類を審査し、不適当と認めたときは、福井市住まい環境整備支援補助金交付却下通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（工事内容の変更等）

第７条　前条第２項の規定による交付決定を受けた後、やむを得ず工事内容及び経費の配分に変更が生じた場合（軽微な変更を除く。）は、福井市住まい環境整備支援事業変更承認申請書（様式第６号）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の書類を審査し、適当と認めたときは、福井市住まい環境整備支援事業変更承認通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとするとともに、第４条の規定に準じ、補助金の交付を決定するものとする。

（工事完了届の提出）

第８条　申請者は工事が完了したときは、速やかに福井市住まい環境整備完了届書（様式第８号）を次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）改修後の写真（日付入り）

（２）工事経費内訳書（様式第９号）、見積（請求）明細書（様式第２号）及び領収書

２　市長は、前項の規定による完了届を受理したときは、速やかに完了確認を行うものとする。

（交付額の確定）

第９条　市長は、完了確認の結果、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福井市住まい環境整備支援補助金交付確定通知書（様式第１０号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　補助金交付の確定通知を受けた者は、福井市住まい環境整備支援補助金交付請求書（様式第１１号）を提出しなければならない。

（補助金の交付及び取消し）

第１１条　市長は、提出された前条の請求書により補助金を交付する。

２　申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）工事完了届が提出されない場合

（２）実際の改造内容が申請内容と異なる場合

（３）要介護認定申請中に申請し、認定結果が要介護１から要介護５までに該当しなかっ

た場合
（４）在宅での生活が見込まれる者が、概ね２箇月以内に居住しなかった場合
（５）その他不正な事実が認められた場合
（関係図書の保存）
第１２条　補助金の交付決定を受けた者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了年度の翌年度から起算して５年間整備保存しなければならない。
（その他）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は平成２４年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成２４年４月１日から同年６月３０日までに第５条の規定により申請書を提出した要支援１から要介護２までの者については、高齢者用洗面台の設置及び階段昇降機の設置に限り、福井市住環境整備補助金交付要綱に基づき交付決定する。
（失効）
３　この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。
附　則
この要綱は平成２５年２月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は令和６年３月３１日から施行する。